

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第137号

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を改正する規則

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

京都市立病院において行う外来診療（救急診療に係るものを除く。以下同じ。）の受付時間及び休診日（外来診療を行わない日をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

受付時間 午前8時30分から午前11時30分（整形外科，産婦人科，眼科，耳鼻いんこう科及び歯科にあっては，午前11時）まで

休診日 日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）並びに1月2日，同月3日及び12月29日から同月31日まで（以下「年始等」という。）

第2条第3項を同条第4項とし，同条第2項中「国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日，同月3日及び12月29日から同月31日まで」を「休日及び年始等」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 京都市立京北病院において行う外来診療の診療日及び受付時間は，別表第1のとおりとする。ただし，市長は，必要があると認めるときは，これを変更することができる。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

区 分	診 療 日	受 付 時 間
内科，外科及び整形外科	月曜日から金曜日まで	午前8時30分から正午まで
小 児 科	月曜日及び木曜日	
泌 尿 器 科	水 曜 日	
婦 人 科	毎月の第2火曜日及び第4火曜日	午後1時から午後3時まで
眼 科	木 曜 日	午前8時30分から正午まで

備考 診療日が休日又は年始等に当たるときは，その日は，休診日とする。

別表第2に備考として次のように加える。

備考 別表第1の備考と同じとする。

附 則

この規則は，平成19年4月1日から施行する。

（京都市立病院管理課）